

入札公告（リース契約）

社会福祉法人函館市民生事業協会が経営する施設について、次のとおり一般競争入札に付します。

記

1 一般競争入札に付する事業の内容

- (1) 事業名 明和園防犯カメラシステムリース更改事業
- (2) リース期間 令和元年7月から5年間
- (3) 設置場所 函館市日乃出町21番17号
社会福祉法人函館市民生事業協会 救護施設 明和園
- (4) 予定価格の設定 設定する
- (5) 最低制限価格 設定しない

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し、かつ3により入札への参加の取消しをされていないこと。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本件競争入札に参加しようとする者(なお、その者が法人であるときは、競争に参加しようとする支社・支店等を含む。)は、官庁(国の全ての機関)や地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (4) 当法人の契約担当者と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められる者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3 入札への参加の取消

入札への参加を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、入札への参加を取り消す。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

4 入札の手続き等

- (1) 契約担当係
〒040-0022 函館市日乃出町21番17号
社会福祉法人 函館市民生事業協会（本部:明和園）
電話 0138-51-5281
- (2) 入札説明書の公表期間
令和元年6月11日から令和元年6月20日までの日曜日を除く
午前10時から午後5時まで

5 入札執行の日時および場所等

- (1) 日時 令和元年6月24日(月)11:30
- (2) 場所 社会福祉法人 函館市民生事業協会 本部 明和園
- (3) 入札回数 2回とする。

6 入札に係る問い合わせ先

上記に係る入札についての問合せ先は、4の(1)の契約担当者まで

7 その他

- (1) 入札公告は、令和元年6月11日から令和元年6月20日までホームページ及び本部・明和園に掲示します。
- (2) 事業の詳細は、4の(2)で配布する仕様書のとおり。
- (3) 入札価格が予定価格に達しなかった場合は、最低価格業者と協議する場合があります。

以上

令和元年6月11日

社会福祉法人函館市民生事業協会
理事長 菊野時生